諮問庁:法務大臣

諮問日:平成29年4月27日(平成29年(行情)諮問第163号) 答申日:平成30年6月27日(平成30年度(行情)答申第135号)

事件名:訟務事務心得集の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

訟務事務心得集(平成22年9月改訂)(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の1ないし7に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月22日付け法務省訟企 第221号により法務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が 行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを 求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

本件対象文書の不開示部分が本当に不開示情報に該当するかどうかを改めて確かめてもらうために審査請求をする。

(2) 意見書1

審査請求人が把握しているだけでも以下の18件の答申において、諮問庁が不開示とすべきとした部分の一部が追加で開示されたものの、それによって何らかの弊害が発生したわけではないと思われる。

- ① 平成26年度(行情)答申第46号(平成26年5月22日答申)
 - → 法務局の法律意見照会の一部が追加で開示された。
- ② 平成26年度(行情)答申第252号(平成26年10月9日答申)
 - → 法務省の「行政事件訴訟の手引」の一部が追加で開示された。
- ③ 平成26年度(行情)答申第253号(平成26年10月9日答申)
 - → 大阪法務局の「債権管理に関する訟務ガイド(平成22年1 月)」の一部が追加で開示された。
- ④ 平成26年度(行情)答申第310号(平成26年11月17日答申)

- → 大阪法務局の「平成24年度訟務担当者協議会に関する資料」 の一部が追加で開示された。
- ⑤ 平成26年度(行情)答申第475号(平成27年2月17日答申)
 - → 法務省の「国家賠償請求の手引(第4版)」の一部が追加で開 示された。
- ⑥ 平成26年度(行情)答申第476号(平成27年2月17日答申)
 - → 法務省の「徴収訴訟の手引(6 訂版)」の一部が追加で開示された。
- ⑦ 平成26年度(行情)答申第477号(平成27年2月17日答申)
 - → 法務省の「労災訴訟の手引(第3版)」の一部が追加で開示された。
- ⑧ 平成26年度(行情)答申第478号(平成27年2月17日答申)
 - → 法務省の「課税訴訟の手引(6訂版)」の一部が追加で開示された。
- ⑨ 平成26年度(行情)答申第479号(平成27年2月17日答申)
 - → 法務省の「公用負担関係訴訟の手引(第2版)」の一部が追加 で開示された。
- ⑩ 平成26年度(行情)答申第480号(平成27年2月17日答申)
 - → 法務省の「国有財産訴訟の手引(第3版)」の一部が追加で開 示された。
- ① 平成27年度(行情)答申第131号(平成27年6月17日答申)
 - → 法務省の「債権管理訴訟の手引」の一部が追加で開示された。
- ② 平成27年度(行情)答申第311号(平成27年9月10日答申)
 - → 大阪法務局の「本訴事件処理要領(平成25年3月改訂)」の 一部が追加で開示された。
- ③ 平成27年度(行情)答申第568号(平成27年12月15日答申)
 - → 大阪法務局の「訟務事務の手引(平成20年3月)」の一部が 追加で開示された。
- ⑭ 平成27年度(行情)答申第726号(平成28年2月9日答申)

- → 法務省の「平成24年度新任課付・管理官付・部付協議会配付 資料」の一部が追加で開示された。
- ⑤ 平成27年度(行情)答申第792号(平成28年3月1日答申)
 - → 法務省の「矯正国賠訴訟の手引」の一部が追加で開示された。
- ⑩ 平成27年度(行情)答申第826号(平成28年3月14日答申)
 - → 法務省の「訟務事務入門及び同入門(書式編)」の一部が追加 で開示された。
- ⑦ 平成28年度(行情)答申第57号(平成28年5月18日答申)
 - → 法務省の「和解・調停の留意事項」の一部が追加で開示された。
- ® 平成28年度(行情)答申第164号(平成28年6月30日答申)
 - → 法務省の「自動車損害賠償訴訟事務提要(改訂版)」の一部が 追加で開示された。

よって、本件不開示部分についても本当に不開示情報に該当するかど うかについて慎重に判断してもらいたいところである。

(3) 意見書2

最高裁判所の広報ハンドブック(平成25年4月版)及び法務省の「訴訟事件の取材対応」(平成24年4月当時のもの)については、インターネットで公表されている(資料1(略))ものの、特に弊害は発生していないと思われる。そのため、マスコミ対応について書いてある55条及び56条は不開示情報に該当しない。

(4) 意見書3

平成23年12月1日から平成24年3月15日にかけて、判例タイムズにおいて、「国を当事者とする訴訟における法律問題」と題する連載記事が法務省大臣官房訟務部門の職員によって投稿された。

そのため、当該連載記事に書いてある事項については、不開示情報に 該当しないといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書
- (1)意見の趣旨

審査請求に係る原処分は、正当である。

- (2) 意見の理由
 - ア 審査請求に係る経緯及びその趣旨について
 - (ア) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者から平成29年3月2日付け行政文書開示請求書において、請求する行政文書の名称等を「訟務事務心得集(最新版)」とする開示請求が行われ、訟務

事務心得集の最新版は、「平成22年9月改訂」版であることから、「訟務事務心得集(平成22年9月改訂)」(本件対象文書)と特定したものである。

(イ) 原処分の経緯について

本件開示請求に対し、平成29年3月22日に、本件対象文書の 一部を不開示とする決定(原処分)をした。

(ウ) 審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求の理由として、「本件対象文書の不開示部分が本当に不開示情報に該当するかどうかを改めて確かめてもらうために審査請求をする。」旨主張している。

しかしながら、以下に述べるとおり、原処分において不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)が法5条5号並びに6号柱書き及び口に該当することは明らかであるから、原処分は正当である。

イ 本件不開示部分が法 5 条 5 号並びに 6 号柱書き及び口に該当すること

(ア) 本件対象文書について

本件対象文書は、各法務局の訟務部又は各地方法務局の訟務部門 に勤務する訟務官・事務官による訟務事務の適正かつ効率的な処理 に資するため、各種手引き等から、訟務官等に必携のツール、必要 なツールを抜粋するとともに、手引き等に記載されていない先輩訟 務官からの注意事項も記載したものである。

- (イ)本件不開示部分が法 5 条 5 号並びに 6 号柱書き及び口に該当すること
 - a 本件不開示部分について

本件不開示部分には、訟務官・事務官向けに、国等を当事者とする訴訟における訴訟対応上の留意事項及び具体的着眼点、対応策等、訟務事務全般にわたる具体的なノウハウが記載されており、大きく分けると、以下の①ないし③がそれぞれ具体的に記載されている(平成27年度(行情)答申第826号参照)。

- ① 訴訟処理方針や訟務部局の見解、訴訟処理上の留意事項等
- ② 訟務部局の見解、事件の重要性の区別に関する事項等
- ③ 仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に関する対応方 法や留意事項等

これらの情報は、いわゆる手の内情報であって、一般に公にされることが予定されていないものである。

b 法 5 条 5 号に該当することについて 本件不開示部分には、訟務部局が、訟務部局内部あるいは行政 庁等(裁判所を含む。)との間で検討や協議を行うに当たって の留意事項等が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば訟務部局内部あるいは行政庁と訟務部局との協議において、当該部分がどのように斟酌されたかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推測、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、このような一方的な評価や誤った推測、誤解が招かれることをおもんぱかって、行政庁と訟務部局における協議検討での自由かつ率直な協議の妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

また、本件不開示部分には、国等を当事者とする訴訟における 訴訟対応上の留意事項及び具体的着眼点や対応策など訴訟対応 の方法や方針に関する内部情報が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、本件不開示部分がどのように斟酌されて本件対象文書が作成されたか、また、実際の訴訟等において、各訟務官・事務官が本件不開示部分をどのように斟酌して対応したのかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応について一方的な評価や誤った推認、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の問に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のとおり、本件不開示部分は、国の機関の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 5 号に該当する。

c 法5条6号柱書きに該当することについて

本件不開示部分には、訟務部局内の指導状況や意思決定過程に 関する情報など訟務事務処理に関する内部情報が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、①国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等、②訟務実務における考え方等、③仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、訟務部局における内部の指導状況や訴訟にお

ける国の対応方針の決定過程などが明らかとなり、今後の訟務 部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、これを公にした場合、国の争 訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

d 法5条6号口に該当することについて

訴訟は対立当事者それぞれの判断による主張立証を予定しており、訴訟対応のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ、前記のとおり、本件不開示部分は、国等の訴訟対応方法等に係る手の内情報であり、これを公にした結果、これが訴訟の相手方に伝わることとなれば、国等の当事者としての地位が害されることは明らかである。

本件不開示部分には、訴訟への対応をどのような観点で行うのが訴訟の遂行上効果的かという情報が記載されているのであり、これらは、民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定や民事訴訟の一般的な手続から容易に推認できるものではない。

本件不開示部分中、組織内部の体制に関する部分については、 これらを公にすることは、国の応訴体制を明らかにすることに ほかならず、これにより、一方当事者である国が具体的な訴訟 に対処するための組織内部の体制に関する手の内情報が明らか になり、国等の当事者としての地位が害される。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、①国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等、②訟務実務における考え方等、③仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、そこに記載された文言のみによって、あたかもそれが国等の確立した訴訟対応方法等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国等の訴訟対応方法等が誤って推認されるなどして、国等の訴訟対応方法等についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

以上のとおり、本件不開示部分は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、訟務実務における考え方等が明らかとなり、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件不開示部分は法5条5号並びに6号柱 書き及び口に該当するので、原処分は正当である。

2 補充理由説明書

平成29年(行情)諮問第163号「訟務事務心得集(平成22年9月 改訂)」につき、原処分の妥当性等について、次のとおり、補充して説明 する。

なお、略称は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

- (1)類似手引,類似書籍等が市販されているか否かについて 本件対象文書の類似手引,類似書籍等については,市販されているも のは見当たらない。
- (2)類似手引,類似書籍等が法務図書館において閲覧可能か否かについて本件対象文書の類似手引,類似書籍等については,法務図書館の所蔵図書においても見当たらない(閲覧できない)。
- (3) 不開示部分ごとの不開示情報該当性について(条文別)

ア はしがきに相当する部分の一部(本件対象文書2ページ(ページ番号なし)の不開示部分)

(ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、訟務部局における内部の指導体制、指導状況などの手の内情報がある程度具体的な表現で記載されている。この情報は、その存否そのものが、訴訟遂行上の手の内情報であり、訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行のための手の内情報でもあるということができる。

(イ) 不開示情報該当性

はしがきの一部は、以下のa、bの理由から、法5条5号及び6号柱書きに該当すると考えられる。

a 法 5 条 5 号該当性

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局における内部の指導状況などが明らかになる上、本件不開示部分がどのように斟酌されて本件対象文書が作成されたかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応について一方的な評価や誤った推認、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

また、本件不開示部分は、「はしがき」という位置づけからして、本文の全体的な内容を示す記述であり、本文の情報とあいまって、不開示情報に該当するということもできる。

一般に、他の関連情報とあいまって不開示情報となるか否かに ついては、個人識別情報に関する事案ではあるが、「既に開示さ れている(中略)情報とあいまって、一体として同号本文前段 (引用者注:法5条1号本文前段)に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。」と判断された答申(平成28年度(行情)答申第836号の第5の2(1)ウ)も見受けられる。

しかも、本件不開示部分では、訟務部局における内部の指導体制、指導状況について、ある程度具体的な表現で記載されている ものの、個別具体的な特定ができる内容となっていない。

そのため、本件対象文書については、本文のうち、本件不開示部分に該当しない部分までもが、本件不開示部分に該当するのではないかと誤解されるおそれがある。

つまり、仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局における指導状況などが明らかとなるだけでなく、本件不開示部分がどのように、あるいはどの程度斟酌されて本件対象文書が作成されたのかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推測、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるともに、このような一方的な評価や誤った推測、誤解が招かれることをおもんぱかって、訟務部局における協議検討での自由かつ率直な協議の妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

そのため、本件不開示部分は、その存否そのものが、訟務部局 における内部の指導体制、指導状況などについての訴訟遂行上の 手の内情報である。

なお、本件対象文書は各種手引等から抜粋したものであるとのはしがきの記述(本件不開示部分を含む一文)のみを見る限り、本件対象文書中、各種手引等において開示すべきとされた部分を 抜粋した部分については開示すべきとの見解も成り立ち得る。

しかしながら、「各種手引」について言えば、本件対象文書には、本文中に少なくとも「手引」の名称の記載はなく、具体的にどの手引のどの部分から抜粋したのかを示す記述もない。そのため、本件対象文書の本文には、各種手引等から抜粋した部分と、不開示とすべき情報とを必ずしも容易に区別することができない。

この点については、いずれも本件と事案は異なるが、「公表済みの(中略)情報が記載されているが、不開示とすべき情報と<u>混然一体</u>となって記載されており、公表済みの情報を容易に区分することはできないから、法6条1項による部分開示をすることはできない。」と判断された答申(平成28年度(行情)答申第662号の第5の2(2))、「複数の(中略)ノウハウが混然一

体となって本件不開示部分に含まれているとのことであり、不開示部分の全体が法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められ、部分開示を行うことはできない。」と判断された答申(平成21年度(行情)答申第518号の第5の2(2))なども見受けられる(下線部引用者)。

本件対象文書は、「訟務事務心得集」という表題そのものが示しているように、訟務官・事務官の心得として、各種手引等中の記述のうち、特に何についてどういう点に留意すべきか等が記載されている。この「何について」留意すべきかは、いわば着眼点であり、これも含めて手の内情報である。

したがって、本件不開示部分は、法5条5号に該当する。

b 法5条6号柱書き該当性

一般に、はしがきといえども、必ずしも、法 5 条 6 号柱書き等 に該当する不開示情報が含まれていないものとは限らない。

例えば、「『はしがき』(中略)には、本件対象文書が(中略)作成された趣旨(中略)が記載されており、その一部が不開示とされている。不開示部分には、査証事務に係る機微な内容等が記載されていることから、これを公にすることにより、査証関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。」と判断された答申(平成21年度(行情)答申第598号の第5の2(2)ア)が見受けられる。

また、はしがきは、本文の概要を説明するものでもあることから、本文が、はしがきも含めて法 5 条 6 号柱書き等に該当するとされることもある。例えば、諮問庁が、「本件対象文書は、本文はもとより、はしがき(中略)を含めて、その全体が、(中略)法 5 条 1 号、 2 号イ、 4 号及び 6 号柱書きの不開示情報に該当する」と説明したのに対し、「はしがき(中略)を公にすれば、

(中略)事務を行うことに支障が及ぶおそれがあるものと認められる。したがって、本件対象文書の記載内容は、その全体が法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、(以下、略)」と判断された答申(平成16年度(行情)答申第111号の第3の2(5)及び第5の3(3))も見受けられる。

本件不開示部分は、上記(ア)でも述べたとおり、その存否そのものが、訟務部局における内部の指導体制、指導状況などについての訴訟遂行上の手の内情報である。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局にお ける内部の指導体制、指導状況などが明らかとなり、今後の訟務 部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがある(平成27年度(行情)答申第311号の 第5の2(4),平成27年度(行情)答申第568号の第5の 2(6)を参照)。

したがって、本件不開示部分は、これを公にした場合、国の争 訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

イ 第7条(行政庁との対応)の条文・【解説】・【一言】(本件対象 文書3ページ27行目ないし4ページ17行目の不開示部分)

(ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、行政庁との打合せ等に向けた心構え等について、 手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

第7条を始め、各条文の条文(条項)は、その内容そのものが不開示情報に該当する場合がある上、【解説】の内容の全部又は一部を端的に要約したものであることから、【解説】に不開示情報が含まれる場合には、条文(条項)もまた、不開示情報に該当する(なお、条文の内容を「端的に要約した」内容についての参考答申として、平成22年度(行情)答申第352号の第5の2(2)ウ参照)。

また、【一言】は、その内容そのものが不開示情報に該当する場合がある上、【解説】の内容に関連した注意事項等を記載したものであることから、【解説】が不開示情報の場合には、【解説】とともに不開示情報に該当する。

なお,条文見出しは,条文(条項)のいわばキーワードを抽出したものであり,その内容そのものが不開示情報に該当する場合もある。

以上を踏まえ、本条の条文・【解説】・【一言】が不開示情報に 該当する理由については、以下のアないしウのとおりである。

a 法5条5号該当性

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局内部 あるいは行政庁と訟務部局との協議において、当該部分がどのよ うに斟酌されたかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応方 針等について一方的な評価や誤った推測、誤解を招きかねず、そ れによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると ともに、このような一方的な評価や誤った推測、誤解が招かれる ことをおもんぱかって、行政庁と訟務部局における協議検討での 自由かつ率直な協議の妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損 なわれ、今後の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるほか、 特定の者に不当に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

また、本件不開示部分には、国等を当事者とする訴訟における 訴訟対応上の留意事項及び具体的着眼点や対応策など訴訟対応の 方法や方針に関する内部情報が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、実際の訴訟等において、各訟務官・事務官が本件不開示部分をどのように斟酌して対応したのかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応について一方的な評価や誤った推認、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のとおり、本件不開示部分は、国の機関の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法5条5号に該当する。

b 法5条6号柱書き該当性

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、訟務部局における内部の指導状況や訴訟における国の対応方針の決定過程などが明らかとなり、今後の訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、これを公にした場合、国の争 訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

c 法5条6号口該当性

訴訟は対立当事者それぞれの判断による主張立証を予定しており、訴訟対応のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ、前記のとおり、本件不開示部分は、国等の訴訟対応方法等に係る手の内情報であり、これを公にした結果、これが訴訟の相手方に伝わることとなれば、国等の当事者としての地位が害されることは明らかである。

本件不開示部分には、訴訟への対応をどのような観点で行うのが訴訟の遂行上効果的かという情報が記載されているのであり、これらは、民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定や民事訴訟の一般的な手続から容易に推認できるものではない。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、国等が訴訟を

遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある(平成27年度(行情)答申第311号、平成27年度(行情)答申第568号、平成27年度(行情)答申第826号参照)ほか、そこに記載された文言のみによって、あたかもそれが国等の確立した訴訟対応方法等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国等の訴訟対応方法等が誤って推認されるなどして、国等の訴訟対応方法等についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

以上のとおり、本件不開示部分は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、訟務実務における考え方等が明らかとなり、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

- ウ 第8条(書記官との関係)の条文・【解説】・【一言】(本件対象 文書4ページ19行目ないし4ページ28行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、書記官との関係についての訟務官・事務官として の心得について、手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

- エ 第10条(事実調査)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 5ページ16行目ないし26行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成のための事実調査について の手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法5条6号口該当性 上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。
- オ 第11条(打合せ)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書5 ページ28行目ないし7ページ1行目の不開示部分)

(ア) 本件不開示部分の概要

c 法5条6号口該当性

当該部分には、答弁書・準備書面作成のための打合せについての 手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - 上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。 また、本件不開示部分には、訟務部局における訴訟対応方針及びその留意事項、資料や情報の提供の在り方等が具体的に記載されており、これは国等の手の内情報に該当し、これを公にした場合、争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号口に該当する(平成27年度(行情)答申第311号、平成27年度(行情)答申第568号、平成27年度(行情)答申第826号参照)。
- カ 第12条の条文見出し・条文・【解説】(本件対象文書7ページ2 行目ないし11行目の不開示部分)
- (ア)本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法5条6号口該当性 上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。 本件不開示部分中、組織内部の体制に関する部分については、 これらを公にすることは、国の応訴体制を明らかにすることにほ かならず、これにより、一方当事者である国が具体的な訴訟に対 処するための組織内部の体制に関する手の内情報が明らかになり、 国等の当事者としての地位が害されるおそれがあることから、法 5条6号口に該当する。
- キ 第13条(準備書面)2項の条文・【解説】・【一言】(本件対象 文書8ページ2行目ないし14行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、準備書面作成についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

- a 法5条5号該当性
 - 上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。
- b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
- c 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

- ク 第14条(訟務関係文書用字用語例集)の条文・【解説】(本件対 象文書8ページ16行目ないし25行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、訟務 関係文書用字用語例集についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

- ケ 第15条の条文見出し・条文・【解説】(本件対象文書8ページ2 6行目ないし9ページ10行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

- コ 第18条(誤字・脱字)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書10ページ19行目ないし11ページ6行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、誤字・ 脱字についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

- サ 第19条(証拠の把握)の条文・【解説】(本件対象文書11ページ8行目ないし15行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、証拠 の把握についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。

- シ 第20条(証拠説明書)1項の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書11ページ17行目ないし12ページ4行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、答弁書・準備書面作成に関する情報のうち、証拠 説明書についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ス 第23条(訟務官の三種の神器)2項の条文・【解説】・【一言】 (本件対象文書14ページ11行目ないし21行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等における訟務部局内での協議の 場面や、協議の手段・方法等についての手の内情報が記載されてい る。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- セ 第27条(指定代理人としての立場)の条文・【解説】(本件対象 文書15ページ27行目ないし16ページ14行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、指定代理人としての立場についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

ソ 第28条(期日のシミュレーション)1項の条文・【解説】及び同 条2項の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書16ページ16行 目ないし17ページ15行目の不開示部分) (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、期日のシミュレーションについての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- タ 第29条(訴訟指揮)の条文・【解説】(本件対象文書17ページ 17行目ないし30行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、訴訟指揮についての手 の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- チ 第30条(請求原因の整理)の条文・【解説】・【一言】(本件対 象文書18ページ2行目ないし14行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、請求原因の整理についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法5条6号口該当性 上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。
- ツ 第31条(和解勧試)1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・ 【解説】・【一言】(本件対象文書18ページ16行目ないし19ペ ージ14行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、和解勧試についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- テ 第32条(証拠調べ)1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・ 【解説】・【一言】(本件対象文書19ページ16行目ないし20ペ ージ27行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、証拠調べについての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ト 第33条(検証期日)の条文・【解説】(本件対象文書20ページ 29行目ないし21ページ8行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、検証期日についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ナ 第34条(調停期日)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 21ページ10行目ないし22行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、調停期日についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。

- 二 第35条(休止,延期)の条文・【解説】の一部・【一言】(本件対象文書21ページ24行目ないし22ページ21行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、休止、延期についての 手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ヌ 第36条(取下げ)1項の条文・【解説】及び同条2項の条文・ 【解説】・【一言】(本件対象文書22ページ23行目ないし23ページ16行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、取下げについての手の 内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ネ 第37条(請求の減縮)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書23ページ18行目ないし24ページ3行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、請求の減縮があった場合の具体的留意事項等の手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。

- ノ 第38条(控訴取下げ)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書24ページ5行目ないし20行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、控訴取下げについての 手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ハ 第39条(訴訟救助関係の注意事項)の条文・【解説】(本件対象 文書24ページ22行目ないし25ページ12行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、手の内情報である訴訟 救助関係の注意事項が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ヒ 第40条(当事者照会)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書25ページ14行目ないし27行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、当事者照会についての 手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- フ 第41条(証拠保全)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 25ページ29行目ないし26ページ15行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、証拠保全についての手

の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- へ 第42条(追徴保全)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 26ページ17行目ないし27ページ1行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、追徴保全についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ホ 第43条(訴訟代理権消滅通知)の【解説】の一部・【一言】(本 件対象文書27ページ8行目ないし18行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、法廷・期日対応等のうち、訴訟代理権消滅通知に ついての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- マ 第44条(判決言渡し期日の指定,変更)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書27ページ21行目ないし28ページ7行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、判決言渡し期日 の指定、変更についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

- b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
- c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ミ 第45条(判決言渡し期日の準備)1項の条文・【解説】及び同条 2項の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書28ページ9行目な いし29ページ18行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、判決言渡し期日 の準備についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ム 第46条(判決結果の報告)の条文・【解説】・【一言】(本件対 象文書29ページ20行目ないし30ページ11行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、判決結果の報告 についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- メ 第47条の条文見出し・条文・【解説】の一部(本件対象文書30 ページ12行目ないし28行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。 仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、仮執行免脱宣

言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地

位を不当に害するおそれがあるため、法 5 条 6 号柱書きに該当する。

c 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。 また、仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、仮執行 免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等 が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者とし ての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当 する。

- モ 第48条(決定に対する対応)の条文・【解説】・【一言】(本件 対象文書31ページ1行目ないし16行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、決定に対する対応についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - 法5条6号柱書き該当性 上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。 仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務実務にお ける考え方、事件の重要性の区別に関する事項等が明らかとなり、 国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に 害するおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。
 - c 法5条6号口該当性 上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。 仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務実務にお ける考え方、事件の重要性の区別に関する事項等が明らかとなり、 国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に 害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。
- ヤ 第49条(執行停止)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 31ページ18行目ないし32ページ1行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、判決対策等に関する情報のうち、執行停止についての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法5条6号柱書き該当性

上記第48条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

- c 法5条6号口該当性 上記第48条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。
- ユ 第50条(期日経過報告書)の条文・【解説】(本件対象文書32 ページ4行目ないし18行目の不開示部分)
- (ア)本件不開示部分の概要 当該部分には、期日経過報告書についての手の内情報が記載され
- (イ) 不開示情報該当性

ている。

a 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。また、本件不開示部分には、期日経過報告書の取扱いや、具体的な留意事項等が記載されており、これを公にすることにより、訟務部局における内部の指導状況や訴訟における国の対応方針の決定過程が明らかとなり、今後の訟務部局内部の組織運営や国の争訟に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する(平成27年度(行情)答申第568号の第5(4)参照)。

- b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ヨ 第51条(期日経過報告書作成上の留意点)の条文・【解説】の一部・【一言】(本件対象文書32ページ20行目ないし33ページ16行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、手の内情報である期日経過報告書作成上の留意点が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 5 0 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ラ 第53条1項の条文見出し・条文・【解説】及び同条2項の条文・ 【解説】・【一言】(本件対象文書34ページ13行目ないし35ページ6行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、期日経過報告書についての手の内情報が記載され

ている。

(イ) 不開示情報該当性

- a 法5条5号該当性
 - 上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。
- b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
- c 法5条6号口該当性

上記第50条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

- リ 第54条の条文見出し・条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 35ページ7行目ないし23行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、期日経過報告書についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

- a 法5条5号該当性
 - 上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。
- b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
- c 法5条6号口該当性

上記第50条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

- ル 第55条(取材を受けたときの対応)の条文・【解説】(本件対象 文書35ページ26行目ないし36ページ15行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、マスコミ対応のうち、取材を受けたときの対応についての手の内情報が記載されている。

(イ)不開示情報該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。また、本件不開示部分には、マスコミから取材の申込みがあった場合の留意事項が具体的に記載されており、これを公にした場合、マスコミへの適正な対応が困難となり、広報事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることからも、法5条6号柱書きに該当する(平成27年度(行情)答申第568号の第5(3)参照)。

- レ 第56条の条文見出し・条文・【解説】(本件対象文書36ページ 16行目ないし29行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、マスコミ対応についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

上記第55条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。 ロ 第57条(訟務事件記録の取扱い)の条文・【解説】(本件対象文書37ページ3行目ないし8行目の不開示部分)

(ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する情報のうち、訟務 事件記録の取扱いについての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法5条6号柱書き該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。また、本件不開示部分には、訟務事務処理上、必要な情報セキュリティ対策に関する情報が具体的に記載されており、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることからも、法5条6号柱書きに該当する(平成27年度(行情)答申第568号の第5(6)参照)。

- b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ワ 第58条の条文見出し・条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 37ページ9行目ないし22行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する手の内情報が記載 されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 5 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- ヲ 第59条の条文見出し・条文・【解説】・【一言】(本件対象文書 37ページ23行目ないし38ページ10行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 5 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法5条6号口該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。

- ン 第60条(USBメモリの取扱い)1項の条文・【解説】及び同条 2項の条文・【解説】(本件対象文書38ページ12行目ないし29 行目の不開示部分)
 - (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する情報のうち、USBメモリの取扱いについての手の内情報が記載されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 5 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- A 第61条(FAX,メールの誤送信)1項の条文・【解説】及び同 条2項・条文・【解説】(本件対象文書39ページ2行目ないし19 行目の不開示部分)
- (ア)本件不開示部分の概要

当該部分には、個人情報の保護・管理に関する情報のうち、FAX、メールの誤送信についての手の内情報が記載されている。

- (イ)不開示情報該当性
 - a 法5条6号柱書き該当性 上記第57条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。
 - b 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- B 第62条(権七事件)の【解説】の一部(本件対象文書40ページ 1行目ないし12行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、権七事件についての手の内情報が記載されている。

- (イ)不開示情報該当性
 - a 法 5 条 5 号該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 5 号に該当する。
 - b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
 - c 法5条6号口該当性 上記第7条と同一の理由により、法5条6号口に該当する。
- C 第63条(権限法(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律を指す。以下同じ。)6条の2事件)の条文・

【解説】(本件対象文書40ページ15行目ないし21行目の不開示部分)

(ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、権限法6条の2事件についての手の内情報が記載 されている。

- (イ) 不開示情報該当性
 - a 法5条5号該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条5号に該当する。

- b 法 5 条 6 号柱書き該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当する。
- c 法 5 条 6 号口該当性 上記第 7 条と同一の理由により、法 5 条 6 号口に該当する。
- D 第64条(訴訟用印紙と予納金)の条文・【解説】・【一言】(本件対象文書40ページ23行目ないし41ページ1行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、訴訟用印紙と予納金についての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

- E 第65条(引継ぎ)の条文・【解説】(本件対象文書41ページ3 行目ないし10行目の不開示部分)
- (ア) 本件不開示部分の概要

当該部分には、引継ぎについての手の内情報が記載されている。

(イ) 不開示情報該当性

上記第7条と同一の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月27日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月15日 審議

④ 同月19日 審査請求人から意見書1を収受

⑤ 同年6月20日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年7月3日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 同月7日 審査請求人から意見書2及び資料を収受

⑧ 同月13日 審査請求人から意見書3を収受

● 門力 | ○日 番目明本八州 うぶ九百 ○ ○ 仏文

⑨ 同月31日 審議⑩ 同年8月7日 審議

① 同年9月11日 審議 審議 12 同月25日 ③ 同年10月10日 審議 14 同月17日 審議 **(15)** 同月31日 審議 同年11月7日 **16**) 審議 17 同月17日 審議 (18) 平成30年1月23日 審議 (19) 同年3月20日 審議 20 同年4月9日 審議 同年6月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「訟務事務心得集(平成22年9月改訂)」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書について、その一部(本件不開示部分)を法5 条5号並びに6号柱書き及び口に該当するとして不開示とする決定を行っ たところ、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件 対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性につい て検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)以下の不開示部分について

ア 6ページ27行目4文字目から33文字目まで,7ページ1行目から14行目まで,7ページ16行目から17行目まで,7ページ19 行目4文字目から27文字目まで,7ページ21行目から24行目まで,7ページ26行目から28行目まで,30ページ8行目33文字目から15行目まで,30ページ17行目から18行目まで,43ページ15行目5文字目から34文字目まで及び43ページ17行目から21行目まで

イ 検討

上記アの不開示部分のうち、別紙の1に掲げる部分を除く部分には 国等が訴訟を遂行するに当たっての体制に関する情報が具体的に記載されており、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に関し、 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条5号及び6号口について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。 他方、別紙の1に掲げる部分については、事務処理として一般的な事項の記載であり、これを公にしても、訟務部局等における自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえず、また、争訟に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるともいえないことから、法5条5号並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当しない。

したがって、別紙の1に掲げる部分は開示すべきである。

(2)以下の不開示部分について

ア 11ページ2行目5文字目から17文字目まで、11ページ4行目 から11行目まで、11ページ13行目から14行目まで、14ペー ジ8行目5文字目から21文字目まで、14ページ10行目から15 行目まで、14ページ17行目5文字目から24文字目まで、14ペ ージ19行目から29行目まで、15ページ2行目から4行目まで、 17ページ11行目5文字目から20文字目まで、17ページ13行 目から18行目まで、17ページ20行目から21行目まで、18ペ ージ27行目5文字目から30文字目まで、18ページ29行目から 19ページ14行目まで、19ページ16行目5文字目から35文字 目まで、19ページ18行目から29行目まで、19ページ30行目 5文字目から20ページ1行目まで、20ページ3行目から12行目 まで、20ページ14行目から15行目まで、20ページ17行目5 文字目から31文字目まで、20ページ19行目から30行目まで、 2 1 ページ 2 行目 5 文字目から 3 1 文字目まで、 2 1 ページ 4 行目か ら11行目まで、21ページ13行目から14行目まで、21ページ 16行目5文字目から18文字目まで、21ページ18行目から27 行目,21ページ28行目5文字目から28文字目まで,22ページ 1行目から9行目まで、22ページ11行目から14行目まで、22 ページ16行目5文字目から22文字目まで、22ページ18行目か ら23ページ9行目まで、23ページ10行目5文字目から30文字 目まで、23ページ12行目から24行目まで、23ページ26行目 から27行目まで、23ページ29行目5文字目から30文字目まで、 24ページ1行目から8行目まで、24ページ10行目5文字目から 27文字目まで、24ページ12行目から19行目まで、24ページ 2 1 行目から2 2 行目まで、2 4 ページ2 4 行目 5 文字目から2 5 行 目まで、25ページ1行目11文字目から16行目まで、25ページ 18行目から21行目まで、25ページ23行目5文字目から24文 字目まで、25ページ25行目から26ページ4行目まで、26ペー ジ5行目5文字目から24文字目まで、26ページ7行目から14行

目まで、26ページ16行目、26ページ18行目5文字目から19 行目まで,26ページ21行目から27ページ1行目まで,27ペー ジ3行目、27ページ5行目5文字目から23文字目まで、27ペー ジ7行目から18行目まで、27ページ20行目、27ページ22行 目5文字目から23行目まで、27ページ25行目から28ページ1 2 行目まで、28ページ14行目5文字目から30文字目まで、28 ページ16行目から23行目まで、28ページ25行目から27行目 まで、28ページ29行目5文字目から23文字目まで、29ページ 2 行目から13 行目まで、29ページ15 行目、29ページ17 行目 5文字目から25文字目まで、29ページ19行目から27行目まで、 29ページ29行目から30ページ1行目まで、30ページ21行目 5 文字目から33文字目まで、30ページ23行目から31ページ3 行目まで、31ページ5行目から7行目まで、31ページ9行目5文 字目から23文字目まで、31ページ11行目から20行目まで、3 1ページ21行目5文字目から22行目まで、31ページ24行目か ら32ページ15行目まで、32ページ17行目から18行目まで、 32ページ20行目、32ページ22行目から33ページ9行目まで、 3 3 ページ 1 1 行目及び 4 3 ページ 1 行目 4 文字目から 1 2 行目まで イ 検討

上記アの不開示部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分には、訴訟への対応をどのような観点で行うのが訴訟の遂行上効果的かという手の内情報が記載されており、これを公にした場合、国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号口に該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

他方、別紙の2に掲げる部分については、訴訟の内容にかかわらない一般的な注意事項に関する記載等であり、これを公にしても、訟務部局等における自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえず、また、争訟に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるともいえないことから、法5条5号並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当しない。

したがって,別紙の2に掲げる部分は,開示すべきである。

(3) 8ページ28行目5文字目から17文字目まで,9ページ1行目から28行目まで及び9ページ30行目から10ページ1行目までの不開示

部分について

標記の不開示部分には、訟務部局における訴訟対応方針及びその留意 事項、資料や情報の提供の在り方等が具体的に記載されており、これは 国等の手の内情報に該当し、これを公にした場合、争訟に係る事務に関 し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ ることから、法 5 条 6 号口に該当し、同条 5 号及び 6 号柱書きについて 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 10ページ2行目、10ページ3行目5文字目から32文字目まで及び10ページ5行目から11行目までの本件不開示部分について

標記の不開示部分には、組織内部の体制に関する情報が具体的に記載されており、これを公にした場合、国の応訴体制を明らかにすることになり、これにより、一方当事者である国が具体的な訴訟に対処するための組織内部の体制に関する手の内情報が明らかになり、国等の当事者としての地位が害されるおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号口に該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5)以下の不開示部分について

ア 33ページ12行目,33ページ13行目5文字目から34文字目まで,33ページ15行目から21行目まで,33ページ22行目2 文字目から11文字目まで及び33ページ23行目から28行目まで イ 検討

上記アの不開示部分には、仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が具体的に記載されており、これは国等の手の内情報に該当し、これを公にした場合、争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6)以下の不開示部分について

ア 34ページ1行目,34ページ3行目から11行目まで,34ページ13行目から16行目まで,34ページ18行目5文字目から29文字目まで,34ページ20行目から27行目まで及び34ページ29行目から35ページ1行目まで

イ 検討

上記アの不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分には、 訟務実務における考え方、事件の重要性の区別に関する事項等が具 体的に記載されており、これは国等の手の内情報に該当し、これを 公にした場合、争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位 を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当し、同条5 号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたこと は妥当である。

他方、別紙の3に掲げる部分については、訴訟の内容にかかわらない一般的な注意事項に関する記載等であり、これを公にしても、訟務部局等における自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえず、また、争訟に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるともいえないことから、法5条5号並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当しない。

したがって、別紙の3に掲げる部分は、開示すべきである。

(7)以下の不開示部分について

ア 38ページ26行目5文字目から23文字目まで、38ページ28 行目から39ページ15行目まで、39ページ16行目、39ページ 17行目5文字目から18行目まで及び39ページ20行目から29 行目まで

イ 検討

上記アの不開示部分には、報道機関から取材の申込みがあった場合の留意事項が具体的に記載されており、これを公にした場合、報道機関への適正な対応が困難となり、広報事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8)以下の不開示部分について

ア 40ページ3行目5文字目から23文字目まで、40ページ5行目から9行目まで、40ページ10行目5文字目から27文字目まで、40ページ12行目から18行目まで、40ページ20行目から23行目まで、40ページ24行目5文字目から33文字目まで、40ページ26行目から41ページ7行目まで、41ページ9行目から10行目まで、41ページ12行目5文字目から13行目まで、41ページ21行目5文字目から34文字まで、41ページ23行目から29行目まで、42ページ2行目5文字目から28文字目まで、42ページ4行目から11行目まで、42ページ12行目5文字目から32文字目まで及び42ページ14行目から19行目まで

イ 検討

上記アの開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分には、 訟務事務処理上、必要な情報セキュリティ対策に関する情報が具体 的に記載されており、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に 関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

他方、別紙の4に掲げる部分については、事務処理として一般的な事項の記載であり、これを公にしても、国の争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるともいえないことから、法5条6号柱書き及び口のいずれにも該当しない。

したがって、別紙の4に掲げる部分は、開示すべきである。

(9)以下の不開示部分について

ア 35ページ4行目5文字目から5行目まで、35ページ7行目から 18行目まで、35ページ20行目5文字目から21行目まで、35ページ23行目から36ページ4行目まで、36ページ8行目から11行目まで、36ページ13行目まで、37ページ13行目。37ページ14行目5文字目から25文字目まで、37ページ15行目から22行目まで、37ページ23行目5文字目から32文字目まで、37ページ25行目から38ページ3行目まで、38ページ5行目から6行目まで、38ページ10行目から20行目まで及び38ページ22行目から23行目まで

イ 検討

上記アの不開示部分のうち、別紙の5に掲げる部分を除く部分には、期日経過報告書の取扱いや、具体的な留意事項等が記載されており、これを公にした場合、訟務部局における内部の指導状況や訴訟における国の対応方針の決定過程が明らかとなり、争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号口に該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

他方、別紙の5に掲げる部分については、事務処理として一般的な注意事項の記載であり、これを公にしても、訟務部局等における自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえず、また、争訟に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるともいえないことから、法5条5号並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当しない。

したがって、別紙の5に掲げる部分は、開示すべきである。

(10)別紙の6に掲げる部分について

標記の不開示部分については、事務処理として一般的な注意事項等であり、これを公にしても、訟務部局等における自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえず、また、争訟等に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるともいえないことから、法 5 条 5 号並びに 6 号柱書き及び口のいずれにも該当しない。

したがって、標記の不開示部分は開示すべきである。

(11)以下の不開示部分について

ア 11ページ16行目5文字目から33文字目まで、11ページ18 行目から25行目まで、11ページ26行目、11ページ27行目5 文字目から23文字目まで、11ページ29行目から12ページ10 行目まで、13ページ19行目5文字目から19文字目まで、13ページ21行目から14ページ2行目まで、14ページ4行目から6行目まで、43ページ23行目5文字目から26文字目まで、43ページ25行目から28行目まで、44ページ1行目、44ページ3行目5文字目から20文字目まで、44ページ5行目から10行目まで

イ 検討

上記アの不開示部分のうち、別紙の7に掲げる部分を除く部分には 国等が訴訟を遂行するに当たっての体制等に関する情報が具体的に 記載されており、これを公にした場合、国の争訟に係る事務に関し、 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるこ とから、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当であ る。

他方,別紙の7に掲げる部分については,事務処理として一般的な事項等の記載であり,これを公にしても,争訟に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないことから,法5条6号柱書きに該当しない。

したがって、別紙の7に掲げる部分は開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 5 号並びに 6 号柱書き及び口に該当するとして不開示とした決定については、別紙の 1 ないし 7 に掲げる部分を除く部分は、同号柱書き及び口に該当すると認められるので、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の 1 ないし 7 に掲げる部分は、同条 5 号並びに 6 号柱

書き及び口のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。 (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

- 1 第5の2(1)で開示すべきとした部分43ページ17行目から19行目25文字目まで
- 2 第5の2(2)で開示すべきとした部分
- (1) 17ページ11行目5文字目から20文字目まで
- (2) 17ページ20行目から21行目まで
- (3) 18ページ27行目5文字目から30文字目まで
- (4) 20ページ14行目から15行目まで
- (5) 20ページ17行目5文字目から31文字目まで
- (6) 22ページ16行目5文字目から22文字目まで
- (7) 23ページ10行目5文字目から30文字目まで
- (8) 23ページ26行目から27行目まで
- (9) 24ページ10行目5文字目から27文字目まで
- (10) 24ページ21行目から22行目まで
- (11) 25ページ25行目から28行目まで
- (12) 27ページ5行目5文字目から23文字目まで
- (13) 27ページ7行目から9行目まで
- (14) 27ページ22行目5文字目から23行目まで
- (15) 29ページ15行目
- (16) 29ページ17行目5文字目から25文字目まで
- (17) 30ページ21行目5文字目から33文字目まで
- (18) 31ページ5行目から7行目まで
- (19) 32ページ20行目5文字目から27文字目まで
- (20) 33ページ11行目
- 3 第5の2(6)で開示すべきとした部分34ページ1行目5文字目から27文字目まで
- 4 第5の2(8)で開示すべきとした部分
- (1) 40ページ3行目5文字目から23文字目まで
- (2) 40ページ23行目
- (3) 40ページ24行目5文字目から33文字目まで
- (4) 41ページ12行目5文字目から13行目まで
- (5) 41ページ21行目5文字目から34文字目まで
- (6) 42ページ2行目5文字目から28文字目まで
- (7) 42ページ12行目5文字目から32文字目まで

- 5 第5の2(9)で開示すべきとした部分
- (1) 35ページ4行目5文字目から5行目まで
- (2) 35ページ20行目5文字目から21行目まで
- 6 第5の2(10)で開示すべきとした部分
- (1) 2ページ2行目6文字目から27文字目まで
- (2) 8ページ16行目5文字目から28文字目まで
- (3) 8ページ18行目から24行目まで
- (4) 8ページ26行目
- 7 第5の2(11)で開示すべきとした部分
- (1) 11ページ16行目5文字目から33文字目まで
- (2) 11ページ18行目から25行目まで
- (3) 44ページ3行目5文字目から20文字目まで